一般財団法人免震研究推進機構定款

令和　３年　４月　１日　制定
令和　４年　１月２１日　改定（条文追加）
令和　４年　５月１０日　改定（条文追加）
令和　６年　２月２９日　改定（住所変更）
令和　７年　２月２７日　改訂（条文追加）

第１章 総 則

（名称）

第１条 当法人は、一般財団法人免震研究推進機構と称する。

２　当法人の英文名は、「Japan Seismic Isolation Laboratory」と表示する。

（主たる事務所）

第２条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

（目的）

第３条 当法人は、免震・制振の健全な普及と発展のため、免震・制振の研究を推進することを目的とする。

（事業）

第４条 当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

（１）免震・制振に関わる研究の推進
（２）免震実大動的試験機に関する研究とその実現
（３）免震実大動的試験機の利用研究とその運用
（４）免震・制振に関わる普及活動
（５）その他前各号に関連する事業

（公告）

第５条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第２章 財産及び会計

（設立者の氏名又は名称及び住所並びに拠出する財産及びその価額）

第６条 設立者の氏名又は名称及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住 所　神奈川県横浜市港北区大倉山四丁目５番１－５２１号
設立者 和田　章
拠出財産及びその価額　金銭金１０万円
住 所　東京都渋谷区神宮前二丁目 3 番 18 号
設立者　一般社団法人　日本免震構造協会

拠出財産及びその価額 金銭金３００万円

（基本財産）

第７条 基本財産は、第４条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、理事会で決議した財産をもって構成する。

２　基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（委任経理金）

第８条　研究および奨学など特定の目的をもって特定の当法人職員（以後「特定担当職員」という）に寄附される財産は、当法人の目的と事業に合致すると認められた場合、委任経理金として代表理事の承認により受け入れることができる。

２　委任経理金は、事務局長が当法人の目的と事業に合致すると認めた場合、特定担当職員に限り支出できるものとする。

３　委任経理金は、決算及び監査において当法人の経理と独立しているものとする。

（事業報告及び決算）

第９条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（６）財産目録

前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号及び第４号の書類並びに監査報告については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、第３号及び第４号の書類については、承認を受けなければならない。

（事業年度）

第１０条 当法人の事業年度は、毎年１月１日から１２月３１日までの年 1 期とする。

第３章 評議員及び評議員会

第１節 評議員

（評議員）

第１１条 当法人に、評議員３名以上１０名以内を置く。

（選任及び解任）

第１２条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

（任期）

第１３条 評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２ 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（報酬等）

第１４条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第２節 評議員会

（権限）

第１５条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。

（開催）

第１６条 定時評議員会は、毎事業年度終了後３か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

（議長）

第１７条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（決議）

第１８条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その評議員の過半数をもって行う。

２ 一般法人法第１８９条第２項の決議は、議決に加わることのできる評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（議事録）

第１９条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第４章 役員及び理事会

第１節 役 員

（役員）

第２０条 当法人に、次の役員を置く。

理事 ３名以上２５名以内

監事 ２名以内

２ 理事のうち１名を代表理事とする。

３ 代表理事以外の理事のうち、副代表理事、専務理事及び常務理事を置くことができる。

４ 前項の副代表理事、専務理事及び常務理事をもって一般法人法上第９１条第１項の業務執行理事とするほか、理事会の決議により、代表理事、副代表理事、専務理事及び常務理事以外の理事を業務執行理事とすることができる。

（選任等）

第２１条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

２ 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

３ 理事のうち、理事のいずれか１名とその配偶者または三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。

（任期）

第２２条 理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

２ 監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

３ 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（解任）

第２３条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の３分の２以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）

第２４条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

（責任の一部免除又は限定）

第２５条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第１９８条において準用する同法第１１１条第１項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

２ 当法人は理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第２節 理事会

（権限）

第２６条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

（招集）

第２７条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。

２ 理事会の招集通知は、会日の５日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

３ 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

（議長）

第２８条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（決議）

第２９条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（議事録）

第３０条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

第５章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第３１条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の３分の２以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

２ 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

（解散）

第３２条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

（剰余金の分配の禁止）

第３３条 当法人は、設立者その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

（残余財産の帰属）

第３４条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第６章 会員

（賛助会員）

第３５条 当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者を賛助会員（以下「会員」という）とする。

２ 会員は、理事会の定めるところにより、当法人の事業活動に参加することができる。

３ 会員は、理事会の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

４ 前３項に定めるもののほか、会員及び会費に関して必要な事項は、理事会の議決を経て

代表理事が別に定める。

第７章 附 則

（設立時評議員）

第３６条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員　北村春幸、西　敏夫、依田照彦

（設立時役員）

第３７条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事　　篠﨑洋三、土橋　徹、藤野陽三、和田　章

設立時代表理事 和田　章

設立時監事　　壁谷澤寿海

（最初の事業年度）

第３８条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和３年１２月３１日までとする。

（法令の準拠）

第３９条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

令和７年２月２７日

本書は当法人の定款に相違ない。

一般財団法人　免震研究推進機構

代表理事　　和　田　　章　　印